

令和 7 年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(児童編)

大阪市福祉局障がい者施策部

修正差し替え版です

1

それでは、令和 7 年度 指定障がい福祉サービス事業者等の
集団指導 児童編を始めます。

実地指導等における主な指導内容

1 サービス提供にあたって

2 給付費の各種減算について

3 給付費の各種加算について

2

児童編では、実地指導等における主な指導内容を、

1 サービスの提供にあたって、

2 給付費の各種減算、

3 給付費の各種加算

についての注意事項について順に説明します。

総合的な支援の推進 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援は、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することが基本とされました。個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供することが必要です。

（※）5領域とは

- ・心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」
- ・運動や感覚に関する領域「運動・感覚」
- ・認知と行動に関する領域「認知・行動」
- ・言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」
- ・人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」を指します。

3

総合的な支援の促進について説明します。

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援は、5領域を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とされました。

個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で、支援を提供することが必要です。

5領域とは、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を指します。

総合的な支援の推進 2

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な記載において、5 領域との関連性を明記することが必要です。
※様式・記載の例については
「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等
デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」
(令和 6 年 3 月 1 5 日こども家庭庁障害児支援課事務連絡)
を参考にしてください。
- 個別支援計画における支援内容の 5 領域との関連性の明確化及びインクルージョン
の観点からの記載は、令和 6 年10月31日までに個別支援計画の見直しのタイミング
で行うことが必要です。
(インクルージョンの観点からの記載は居宅訪問型児童発達支援は対象外)

4

個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な記載においては、
5 領域との関連性を明記することが必要です。

個別支援計画の様式・記載の例については、「令和 6 年度障害福
祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサー
ビスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」
(令和 6 年 3 月 1 5 日こども家庭庁障害児支援課事務連絡) を
参考にしてください。

個別支援計画における支援内容の 5 領域との関連性の明確化及
びインクルージョンの観点からの記載は令和 6 年10月31日まで
に個別支援計画の見直しのタイミングで行うことが必要です。

インクルージョンの観点からの記載は居宅訪問型児童発達支援
は対象外です。

総合的な支援の推進 3

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点などについて、令和6年7月に児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインが更新されましたので、下記リンク先資料を参考に支援を行ってください。

こども家庭庁HP：[児童発達支援・放課後等デイサービスガイドライン](#)

5

総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点などについて、令和6年7月に、児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインが更新されましたので、下記リンク先資料を参考に支援を行ってください。

基本報酬における時間区分の創設 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 令和 6 年 4 月より、基本報酬において時間区分が創設されました。

時間区分	計画時間
時間区分 1	30分以上 1 時間30分以下
時間区分 2	1 時間30分超 3 時間以下
時間区分 3	3 時間超 5 時間以下

- ただし、以下の場合は、令和 6 年 4 月以降も時間区分はありません。
 - ・主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児に対し支援を行う場合
 - ・共生型又は基準該当の場合
 - ・旧主として重症心身障がい児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合

6

基本報酬における時間区分の創設について説明します。

対象となるサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービスです。

令和 6 年 4 月から、基本報酬において時間区分が創設されています。

ただし、次の場合は、令和 6 年 4 月以降も時間区分は、ありません。

- ・主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援および放課後等デイサービスの事業所において、重症心身障がい児に対し支援を行う場合
- ・共生型又は基準該当の場合
- ・旧主として重症心身障がい児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合

- 個別支援計画別表を作成し、計画的に支援を行う必要があります。
- 個別支援計画別表の作成がない場合、時間区分1で請求を行う必要があります。

個別支援計画別表の作成例は[こちら](#)
(こども家庭庁HP)

時間区分の創設に伴い、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業者は、個別支援計画別表を作成し、計画的に支援を行う必要があります。

個別支援計画別表の作成がない場合は、時間区分 1 での請求となります。

個別支援計画別表の作成例は、こども家庭庁のホームページに掲載があります。

基本報酬における時間区分の創設 3

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 極めて短時間の支援（30分以下）は算定することができません。
- 利用者の都合により、支援の時間が計画より短くなった場合（30分以下の支援になった場合を含む）は、個別支援計画別表に定める計画時間により算定することができます（実績記録票の備考欄に理由を記載ください）。
- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、重症心身障がい児以外に対して、支援を行う場合は、個別支援計画別表により時間区分を設定する必要があります。

8

児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、極めて短時間、30分以下の支援は原則算定をすることができません。

利用者の都合により、30分以下の支援になった場合を含め、支援の時間が計画より短くなった場合は、個別支援計画別表に定める計画時間により算定することができます。実績記録票の備考欄に理由を記載ください。

主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において重症心身障がい児以外に対し支援を行う場合は、個別支援計画別表により、時間区分を設定する必要があります。

実績記録票の書き方について

- 下記リンク先に実績記録票の様式・記載例がありますのでご活用ください。

厚生労働省HP： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

令和〇〇年4月分 児童発達支援提供実績記録票

(例)

■旧様式からの変更点

- ・【算定時間数】欄、【家族支援加算】欄、【延長支援加算】欄、【集中的支援加算】欄、【専門的支援加算(支援実施時)】欄、【入浴支援加算】欄及び【子育てサポート加算】欄の追加
- ・【集中的支援加算 支援開始日】欄の追加
- ・【家庭連携加算】欄及び【事業所内相談支援加算】欄を削除
- ・【備考】欄に「家族支援加算」及び「事業所間連携加算」の記載を追加
- ・【備考】欄の「事業所内相談支援加算」及び「家庭連携加算」の記載を削除

日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	サービス提供実績		食事提供加算	家族支援加算	医療連携体制加算	延長支援加算	集中的支援加算	専門的支援加算(支援実施時)	入浴支援加算
					算定時間数	送迎加算 往 復							
2	月	欠席											
3	火		15:00		5	1	1	1					
4	水		15:00		5	1			1				

欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」と記載する。

医療連携体制加算(I)が算定
医療連携体制加算(II)が算定
医療連携体制加算(III)が算定
医療連携体制加算(IV)が算定
医療連携体制加算(V)が算定

9

実績記録票の書き方については、厚生労働省ホームページに様式・記載例がありますので、ご活用ください。

実績記録票の書き方について2

- 開始時間、終了時間は、実際に利用した時間を記載してください。
- 算定時間数の欄には、基本報酬の請求の対象となる時間を記載します。
(原則、個別支援計画別表に記載の計画時間数を記載ください)。
- 利用者の都合により支援時間が短縮された場合には、個別支援計画別表の計画時間により算定することができますが、その場合は備考欄にその旨を記載してください。

10

引き続き、実績記録票の書き方について説明します。

開始・終了時間は、実際に利用した時間を記載してください。

算定時間数の欄には、基本報酬の請求の対象となる時間を記載します。

原則、個別支援計画別表に記載の計画時間数を記載ください。

利用者の都合により支援時間が短縮された場合には、個別支援計画別表の計画時間により算定することができますが、その場合は備考欄にその旨を記載してください。

インクルージョンに向けた取組の推進

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】

- 事業者は、並行通園や保育所等への移行を支援するなど、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の取り組みを行うよう努めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載し、その実施を行うことが必要です。

<参考>

- ・個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしてください。

資料は[こちら](#)

11

インクルージョンに向けた取組の推進について説明します。
事業者は、並行通園や保育所等への移行を支援するなど、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）推進の取り組みを行うよう努めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載し、その実施を行うことが必要です。

個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしてください。

地域移行支援計画の作成

【対象：福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設】

児童発達支援管理責任者は、15歳以上に達した入所児童について障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画を作成することが必要になります

（移行支援計画は、作成後、少なくとも6月に1回以上の見直しが必要です）。

<参考>

こども家庭庁HP：[障害児入所施設における移行支援計画の作成について（周知）](#)
（令和6年4月26日事務連絡）

作成日：____年__月__日

作成者：_____

移行支援計画フォーマット

フリガナ				性別		生年月日	年 月 日（歳）		
氏名						連絡先			
主たる 障害名	重複して 障害名			手帳の 等級	療育 身体 精神		支援区分		行動発達 計画 点検
入所経緯 と状態									
本人の意向									
保護者等の意向									

12

地域移行支援計画の作成について説明します。

対象のサービスは、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設です。

児童発達支援管理責任者は、15歳に達した入所児童について障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画を作成することが必要になります。また、移行支援計画は、作成後、少なくとも6月に1回以上の見直しが必要です。

令和6年4月26日付 こども家庭庁事務連絡「障害児入所施設における移行支援計画の作成について」を参考にしてください。

感染症対応力の向上

【対象：福祉型障がい児入所施設】

感染症発生時に備えた平時からの対応として、

- 指定福祉型障がい児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなりません。
※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、入所児童が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。
- 指定福祉型障がい児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。

13

感染症対応力の向上について説明します。

対象となるサービスは、福祉型障がい児入所施設です。

感染症発生時に備えた平時からの対応として、指定福祉型障がい児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなりません。

※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後、即ち、新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後において入所児童が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。

指定福祉型障がい児入所施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。

実地指導等における主な指導内容

1 サービス提供にあたって

2 給付費の各種減算について

3 給付費の各種加算について

14

続いては、2 給付費の各種減算についての注意事項について
順に説明します。

定員超過利用減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（5）

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている場合、減算を適用することとなる場合があります。
例) 定員が50名以下の場合、1日の利用者数が当該定員の150%を超えた場合
定員が11名以下の場合、過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
- 定員超過減算の規定は、適正なサービスの提供を確保するための規定です。
減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き、利用定員を超える受け入れはせず、他事業所を紹介するなどの対応をしてください。
- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

15

最初に、定員超過利用減算について御説明します。

定員超過減算は、適正なサービスの提供を確保するための規定です。

したがって、定員の遵守に努めてください。

そのうえで、利用定員に対し定員を上回る利用者を受け入れている場合、減算を適用することとなる場合があります。

減算になる場合の例としては、定員が50名以下の場合、1日の利用者数が当該定員の150%を超えたとき、定員が11名以下の場合、過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合などがあります。

減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き利用定員を超える受け入れをせず、他事業所を紹介するなどの対応をしてください。

また、恒常的に定員を超過する状態を続けるのではなく、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。

なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

サービス提供職員欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（6）

- 基準上必要とされる従業者の員数を満たしていない場合、減算を適用する必要があります。

指定基準の規定により、配置すべき従業者（児童指導員・保育士）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、人員が欠如して3ヵ月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

16

サービス提供職員欠如減算について説明します。

基準上必要とされる従業者の員数を満たしていない場合、減算を適用する必要があります。

指定基準により、配置すべき児童指導員・保育士については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合は、その翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

なお、減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、人員が欠如して3ヵ月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

児童発達支援管理責任者欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則 (6)

- 基準上必要とされる児童発達支援管理責任者の員数が満たされていない場合には減算を適用する必要があります。

- 児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から5か月以上連続して基準に満たない場合、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

17

児童発達支援管理責任者欠如減算について説明します。

基準上必要とされる児童発達支援管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。

減算が適用された月から5か月以上連続して基準に満たない場合は、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

個別支援計画未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（7）

- 個別支援計画は、児童発達支援管理責任者による指揮のもと、作成してください。
- 個別支援計画作成にかかる一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

個別支援計画が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されない場合、3か月目から解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

18

個別支援計画未作成減算について説明します。

個別支援計画は、児童発達支援管理責任者による指揮のもと、作成してください。

個別支援計画作成にかかる一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

個別支援計画が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき所定単位数の100分の70で算定してください。

減算が適用された月から3か月以上連続して、当該状態が解消されない場合、3か月目から解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

実地指導等における主な指導内容

1 サービス提供にあたって

2 給付費の各種減算について

3 給付費の各種加算について

19

続いて、3 給付費の各種加算についての注意事項について
順に説明します。

児童指導員等加配加算

(報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の④)

本ページ差替

- 基準人員配置に加え、下記の区分の職員を配置している場合に、区分・利用定員に応じた加算単位数を請求することができます。(常勤換算 1 以上の配置が必要)

(例) 児童発達支援事業所(定員10名の場合)

配置	単位
児童指導員等の配置(常勤専従・経験5年以上)	1 8 7 単位/日
児童指導員等の配置(常勤専従・経験5年未満)	1 5 2 単位/日
児童指導員等の配置(常勤換算・経験5年以上)	1 2 3 単位/日
児童指導員等の配置(常勤換算・経験5年未満)	1 0 7 単位/日
その他の従業者を配置	9 0 単位/日

※ ここでいう「経験」は、児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した年数です。

20

児童指導員等加配加算について説明します。

加算は、理学療法士等専門職員の配置、児童指導員等の配置、その他従業者の配置と3種に分類され、それぞれ利用定員に応じた単位数が設定されています。

算定要件は、基準の人員配置に加え、次の要件を満たす従業者を常勤換算で 1 以上配置することです。

理学療法士等の区分に含まれる職種は、

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、大学若しくは大学院で心理学又はこれに相当する課程を専修し、卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者または、これと同等以上の能力を有すると認められる者、国立障がい者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科を履修した者またはこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者養成研修の修了者、です。

理学療法士等を配置したときの、単位数は、利用定員が10名以下の場合、187単位となります。

児童指導員等の区分に含まれる職種は、児童指導員、強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者、手話通訳士、手話通訳者になります。

児童指導員等を配置した時の単位数は、利用定員が10名以下の場合、123単位となります。

その他従業者の区分では、直接支援に従事する無資格の従業者が対象となります。

その他従業者を配置した時の単位数は、利用定員が10名以下の場合、90単位となります。

- 本加算は、常時、見守りが必要な障がい児への支援等の強化を目的としており、算定の対象となる従事者が、サービス提供時間を通じて、当該事業所で直接支援にあたることを基本とします。
- 経験年数は、雇用形態や勤務時間数を問わず、1年あたり180日以上勤務を想定しています。
また、資格取得または、その職種として配置された以降の経験に限りません。
- 常勤換算の場合は、児童指導員とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定することになります。
- 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

本加算は、常時、見守りが必要な障がい児への支援等の強化を目的としており、算定の対象となる従事者が、サービス提供時間を通じて、当該事業所で直接支援にあたることを基本とします。

経験年数については、雇用形態や勤務時間数を問わず、1年あたり180日以上勤務を想定しています。

また、資格取得または、その職種として配置された以降の経験に限りません。

なお、常勤換算の場合で、児童指導員とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組合わせて配置する場合は、低い区分の単位数を算定することになります。

基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

専門的支援体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の④の2

算定対象	児童発達支援	放課後等デイサービス
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、 心理指導担当職員等	算定対象	算定対象
児童福祉事業で5年以上(※1)の実務経験が ある保育士	算定対象	算定対象
児童福祉事業で5年以上(※1)の実務経験が ある児童指導員	算定対象	算定対象

(※1) 5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから5年（900日）以上を指しますので、ご注意ください。

◎ 専門的支援**体制**加算を単独で算定することは可能ですが、「児童指導員等加配加算」と重複して算定する場合、加配対象の1名に、さらに1名分の加配が必要です。（いずれも常勤換算）

◎ 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

22

【説明文の修正があります】

専門的支援体制加算の算定対象について、算定対象は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等に加え、児童福祉事業で5年かつ900日以上の実務経験がある保育士、児童指導員です。

専門的支援**体制**加算のみを算定することも可能です。

なお、基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできませんので、ご注意ください。

家族支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1)の⑤

- 令和 6年4月から、家庭連携加算と事業所内相談支援加算が統合されています。
- 加算(Ⅰ)は個別、加算(Ⅱ)はグループでの支援で要件や算定単位が異なります。

区分	実施方法	加算単位数	備考
家族支援加算(Ⅰ)	居宅訪問(1時間以上)	300単位/回	個別
	居宅訪問(1時間未満)	200単位/回	
	事業所等での対面	100単位/回	
	オンライン	80単位/回	
家族支援加算(Ⅱ)	事業所等での対面	80単位/回	グループ
	オンライン	60単位/回	

23

家族支援加算について説明します。

本加算は、従来の家庭連携加算と事業所内相談支援加算が統合されたものです。

加算Ⅰは、個別での相談援助で、実施方法によって、単位数が異なります。

加算Ⅱは、グループで実施する相談援助で、事業所等での対面か、オンラインかという実施方法で単位数が異なります。

家族支援加算についての留意事項

- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）
- きょうだいも相談援助等の対象になります。
- 相談を行った記録(日時、対面場所又はオンライン、相談者、対応職員、相談内容等)を記録に残す必要があります。
- 相談援助は、30分以上行うこと。
ただし、短時間の訪問であっても相談援助を行う必要がある場合等は、30分未満も可とするが、事業所等やオンラインでの相談援助の場合30分未満は算定不可。
- オンラインの場合は、原則として、カメラ機能「あり」の状態を実施すること。
- 回数制限あり、加算(Ⅰ)加算(Ⅱ)ともに月4回が限度
例1 個別の相談援助を同一日に、居宅訪問とオンラインで実施した場合は、いずれか一方のみ算定可。
例2 個別とグループでの相談援助を同一日に行った場合は、併算定可。
- 当該障がい児にサービスを提供していない月においては算定できない。

24

家族支援加算の留意事項としては、

あらかじめ、当該利用児の通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けたうえで、計画的に実施する必要があります。

また、きょうだいも対象となります。

実施にあたっては、30分以上行い、相談を行った記録、日時、相談者、対応職員、相談内容等を残す必要があります。

障がい児に事業所でサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定可能ですが、サービス提供がない月は算定できません。

加算Ⅰ、加算Ⅱともに、月4回が限度です。

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の⑨

加算の対象となる従業者

区分	
I	・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 公認心理師 ※ 左記の者で常勤の児童指導員
II	
III	・ 児童指導員 ・ 保育士

25

福祉専門職員配置等加算について、説明します。

加算の対象となる従業者は、次のとおりです。

加算 1 ・ 加算 2 は、

常勤の児童指導員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格保有者。

加算 3 は、児童指導員 ・ 保育士が対象となります。

福祉専門職員配置等加算の配置要件等については次のページで説明します。

福祉専門職員配置等加算についての留意事項

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の⑨

- 従業者の異動や退職等の際には、加算の要件を満たしているか、確認する必要があります。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合、常勤配置している従業者の割合が該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定することはできません。

区分・Ⅰ：有資格者が100分の35以上

Ⅱ：有資格者が100分の25以上

Ⅲ：常勤従業者（児童指導員、保育士）が100分の75以上 又は 勤続3年以上の常勤従業者の割合が100分の30以上

26

福祉専門職員配置等加算についての留意事項について説明します。

従業者の異動や退職等の際には、加算の要件を満たしているか確認する必要があります。福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないようにしてください。

有資格者とは、ここでは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師のことをいいます。

加算1の要件は、常勤の児童指導員のうち有資格者の割合が100分の35以上であること。

加算2の要件は、常勤の児童指導員のうち有資格者の割合が100分の25以上であること。

【以下の説明文に訂正があります】

加算3の要件は、常勤配置している児童指導員又は保育士のうち有資格者の割合が100分の75以上又は、勤続3年以上の常勤配置している児童指導員又は保育士の割合が100分の30以上であることとなります。

欠席時対応加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑪

- 利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容を記録する必要があります。

- 利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児 又は その家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。
- 欠席の連絡があった日が、前々日か、前日になるのか計算するにあたっては、事業所の営業日でカウントし、土・日・祝日等が事業所の休業日である場合はカウントに含まれません。

27

欠席時対応加算について説明します。

利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容を記録する必要があります。

欠席時対応加算は、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日、急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。

なお、欠席の連絡があった日が、前々日か、前日になるのか計算するにあたっては、事業所の営業日でカウントし、土曜日、日曜日、祝日等が事業所の休業日である場合は、カウントに含まれません。

- 強度行動障がい支援者養成研修（**実践**研修）等を修了した職員を配置すること、
- 当該修了者が、実際に強度行動障がいを有する障がい児に対して支援計画シートを作成した上で、計画シートに基づいた支援を従業者が行った場合に算定します。
- 管理者や児童発達支援管理責任者が、実践研修修了者である場合も算定することができますが、児童発達支援管理責任者の場合、直接支援は、別の従業者が行う必要があります。

※ 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)等とは、行動援護従業者養成研修を含みます。

※ 共生型児童発達支援並びに共生型放課後等デイサービスについては、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ、算定可能です。

28

本加算は、強度行動障がい支援者養成研修（**実践**研修）等を修了した職員を配置し、当該修了者が、実際に強度行動障がいを有する障がい児に対して支援計画シートを作成した上で、計画シートに基づいた支援を従業者が行った場合に算定します。

管理者や児童発達支援管理責任者が、実践研修修了者である場合も算定することができますが、児童発達支援管理責任者の場合、直接支援は、別の従業者が行う必要があります。

※ 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)等とは、行動援護従業者養成研修を含みます。

本加算の算定対象となる従業者が作成した支援計画シートに基づく支援を行うこと。

※ 基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が、原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援シートに基づく支援が行われていることを確認すること。

その他の従業者が支援を行う場合にあっては、上記に加えて、日々の支援内容について、実践研修修了者または基礎研修修了者に確認したうえで、支援を行うこと。

対象児が、他の障がい児通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と支援計画シート等や環境調整の内容等について、情報交換を行って進めるよう努めること。

29

本加算の算定にあたっては、本加算の算定対象となる従業者が作成した支援計画シートに基づく支援を行うことが必要です。

※ 基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が、原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援シートに基づく支援が行われていることを確認する必要があります。

一方、その他の従業者が支援を行う場合にあっては、上記に加えて、日々の支援内容について、実践研修修了者または基礎研修修了者に確認したうえで、支援を行う必要があります。

対象児が、他の障がい児通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と支援計画シート等や環境調整の内容等について、情報交換を行って進めるよう努めてください。

- 90日間の500単位加算については、令和6年4月改定後の要件で、本加算の算定を開始した日を90日の起算点とします。
 - ※ 事業所として、一度利用を終了した児童が、再度利用を開始した場合は、対象外です。
- 本加算を算定している場合、個別サポート加算(Ⅰ)のケアニーズの高い障がい児に対して、強度行動障害支援者養成研修修了者を配置して支援を行った際の30単位の加算は、算定できません。

本加算の90日間の500単位加算については、令和6年4月改定後の要件で、本加算の算定を開始した日を90日の起算点とします。

※ 事業所として、一度利用を終了した児童が、再度利用を開始した場合は、対象外です。

なお、本加算を算定している場合、個別サポート加算(Ⅰ)における、ケアニーズの高い障がい児に対して、強度行動障害支援者養成研修修了者を配置して支援を行った際の30単位の加算は、算定できません。

個別サポート加算（Ⅱ）

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（Ⅰ）の⑫の7

- 事業所が、公的機関と要保護・要支援児童であることや支援の状況を共有して支援することが必要です。
- 事業所が、連携先と双方で支援状況を年1回以上共有し、文書で記録する必要があります。
- 個別支援計画への記載が必要です（保護者が虐待者である等、保護者への説明が適当でない場合はその旨記録をとるなど慎重に対応すること）。

個別サポート加算Ⅱとは

虐待等の要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算

31

個別サポート加算は1と2の2種類がありますが、
ここでは、個別サポート加算2について説明させていただきます。

個別サポート加算2は、虐待等の要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算です。

個別サポート加算2の算定には、事業所が、公的機関と要保護・要支援児童であることや支援の状況を共有して支援することが必要です。

事業所が、連携先と双方で、支援状況を年1回以上共有し、文書で記録する必要があります。

個別支援計画への記載が必要です（保護者が虐待者である等、保護者への説明が適当でない場合はその旨記録をとるなど慎重に対応すること）。

医療連携体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑬

- 当該障がい児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載する必要があります。
- 医師の指示書や看護記録が必要です。
- 当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

医療連携体制加算は、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できます。

32

医療連携体制加算について、説明します。

医療連携体制加算は、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できる加算です。

当該障がい児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載する必要があります。また、医師の指示書や看護記録が必要です。

当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1)の⑮

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 5 時間（放課後等デイサービスは、平日は 3 時間）を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援加算の請求が認められます。

	障がい児	重症心身障がい児 医療的ケア児
1 時間以上 2 時間未満	92単位/日	192単位/日
2 時間以上	123単位/日	256単位/日
30分以上 1 時間未満	61単位/日	128単位/日

※なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において重症心身障がい児に対し支援を行う場合等については、従前の延長支援加算と同様、事業所の運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定します。

33

延長支援加算について説明します。

5 時間を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うことになりました。放課後等デイサービスについては、平日は 3 時間以上の支援について、延長支援加算の請求が認められます。

なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として、重症心身障がい児を通わせる事業所において、重症心身障がい児に対し支援を行う場合等については、従前の延長支援加算と同様事業所の運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定します。

延長支援加算の見直し 2 【要届出】

- 個別支援計画別表に定める計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由に関わらず、実利用時間により算定します。
- 延長支援の算定に当たっては、1時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施をすることが必要です
(30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できます。)
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、計画時間の前後いずれも1時間以上となるよう計画的に実施する必要がある、前後の時間を合算して1時間以上では算定できません。

34

個別支援計画別表に定める計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なりその理由に関わらず、実利用時間により算定します。

延長支援の算定に当たっては、1時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施をすることが必要です。

30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により、延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できます。

計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、前後いずれも1時間以上となるよう計画的に実施する必要がある前後の時間を合算して1時間以上では算定できません。

延長支援加算の見直し 3 【要届出】

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上を配置することが必要です。（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置することが必要です。配置する人員は児童発達支援管理責任者でも可とします。）
- 延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とします。延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽、延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できます。
ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとします。

35

延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置をすることが必要です。

配置する人員のうち1人以上は、運営基準に定める人員を配置することが必要です。配置する人員は児童発達支援管理責任者でも可とします。

延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とします。延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽、延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより、算定できます。

ただし、急遽、延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとします。

加算を請求するには、本市に届出を行うことが必要です。

関係機関連携加算

報酬の留意事項通知 第二２・障害児通所給付費等（１）⑮の２

この加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、児童が日々通う保育所や学校等、利用児の状況によっては児童相談所や子ども家庭センター、医療機関、その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定できます。

- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）
- 関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- 相談を行った記録(日時、対象、対応職員、場所、相談内容等)を残す必要があります。

加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)の同一月の算定は不可。

多機能型事業所の場合、同一児童にかかる関係機関連携加算の算定は、各サービスで併せて月1回まで。

加算(Ⅰ)：保育所や学校等と個別支援計画の作成や見直しに関する会議を開催又は参加し、連携して個別支援計画を作成すること。

加算(Ⅱ)：保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと

加算(Ⅲ)：児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと

加算(Ⅳ)：就学先の小学校や就職先の企業との連絡調整・相談援助を行うこと

36

関係機関連携加算について説明します。

関係機関連携加算の請求は、相談を行った記録、日時、対象、対応職員、場所、相談内容等を残す必要があるほか、あらかじめ、当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ることが必要です。

関係機関連携加算 1 は障がい児が日々通う保育所、幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等との連携を図るため、これらの関係機関と個別支援計画に関する会議を開催し、連絡調整及び相談援助を行う際に請求できる加算です。

回数制限があり、月 1 回が限度です。

また、個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、個別支援計画を作成または見直しをすることが必要です。ほかの障害児通所支援事業所等との連携は加算の対象とはしないことに注意が必要です。

加算4は、小学校または特別支援学校の小学部に入学時、または企業や官公庁への就職時に、障害児の移行先と連絡調整した場合に 1 度限り、算定できます。

就職先が就労継続支援 A 型及び B 型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とはならないことに注意が必要です。

以上で、令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 児童編を終わります。

大阪市HPで、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は、「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



37

お疲れ様でした。児童編は以上です。

受講後は、行政オンラインシステムで受講報告をお願いします。